

財政援助団体等監査結果 に基づく措置通知

(平成27年3月31日)

TAUDS

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた
旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧】

H27.3.31

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H17	H17.11.18	第28号	指摘	補助金の概算交付における根拠を明記すべきもの	P4	創造都市推進局	スポーツ振興課	H27.2.25
No.2				指摘	着手届及び完了届の受理に係る事務処理を適正にすべきもの	P5			
No.3		H18.3.31	第8号	指摘	と畜場使用料を掲示すべきもの	P6		農林水産課	H27.2.26
No.4				意見	本部会計経理に対する検査について	P8			
No.5	H18	H18.11.17	第35号	指摘	補助事業等実績報告書の添付書類を適正に提出させるべきもの	P4	市民政策局	地域政策課	H27.2.27
No.6	H22	H22.8.13	第8号	指摘	備品整理簿を適正に整理すべきもの	P7	創造都市推進局	観光交流課 都市交流室	H27.3.6
No.7				意見	費用弁償の支給根拠の整備について				

- ※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号
- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度 対象局等	平成17年度 教育部 市民スポーツ課／高松市体育協会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第28号	告 示 日	平成17年11月18日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成27年2月25日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	補助金の概算交付における根拠を明記すべきもの		
内 容	<p>補助金等の概算交付については、高松市補助金等交付規則第9条第2項を交付決定伺決裁に根拠として記載しなければならないが、平成16年度及び平成17年度高松市体育協会選手育成事業補助金は、概算交付することとしているにもかかわらず、各交付決定伺決裁には、根拠規定である高松市補助金等交付規則の記載がなく、また、その根拠規定に定める「特に必要があると認める」理由も記載されていないので、今後は、概算交付する根拠規定等を決裁に明記されたい。</p>		
公表文該当 ページ	4ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei17/z1118.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	<p>高松市体育協会選手育成事業補助金に係る概算交付における根拠については、平成22年度から、根拠規定として高松市補助金等交付規則第9条第2項を記載するとともに、特に必要があると認める理由として、当該補助金は年間を通じての運営財源に充てられることを併せて記載している。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度 対象局等	平成17年度 教育部 市民スポーツ課／高松市体育協会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第28号	告 示 日	平成17年11月18日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成27年2月25日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	着手届及び完了届の受理に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>補助金等の交付申請者から提出された着手届及び完了届の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項及び別表第1文書、庶務その他の表第17項に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、平成16年度高松市体育協会選手育成事業補助金交付に係る着手届及び完了届並びに平成17年度同事業補助金交付に係る着手届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、交付申請者から着手届及び完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当 ページ	5ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei17/z1118.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	<p>高松市体育協会選手育成事業補助金着手届及び完了届の受理に係る事務処理については、平成22年度から高松市補助金等交付規則第6条ただし書きの規定により、これを徴しないことを別途決裁し、事務処理を行っていたが、平成25年度からは、当該決裁に同条ただし書き等を明記し、適正に事務処理を行っている。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度 対象局等	平成17年度 産業部 農林水産課／高松食肉事業協同組合		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第8号	告 示 日	平成18年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成27年2月26日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	と畜場使用料を掲示すべきもの		
内 容	と畜場法第12条第3項では、と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、認可を受けたと畜場使用料又はと殺解体料を、と畜場内の見やすい場所に掲示しなければならないと規定しているが、平成18年1月19日に高松市食肉センターで確認したところ、と畜場使用料が掲示されていなかったため、今後は、同規定に基づき、適正に掲示されたい。		
公表文該当 ページ	6ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei17/z331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	と畜場使用料の掲示については、平成21年9月から行っており、平成26年度には、消費税法改正や解体料等の改定に併せて整理したものを掲示した。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度 対象局等	平成17年度 産業部 農林水産課／高松食肉事業協同組合		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第8号	告 示 日	平成18年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成27年2月26日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	本部会計経理に対する検査について		
内 容	<p>高松食肉事業協同組合の会計は、本部、委託部及びと畜解体部の3会計で構成され、高松市食肉センター管理運営業務委託料については委託部会計に、高松市食肉センターと畜解体業務運営補助金についてはと畜解体部会計に、収入としてそれぞれ計上されている一方、食肉センター使用料等は、本部会計から支出され、さらに、同組合の会計間では、業務の相互委託等に伴う経理が行われるなど、密接な関連性が認められるので、今後、委託料や補助金の適正性・妥当性等を確保するため、必要に応じ、本部会計経理に対する検査を行うよう検討されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	8ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei17/z331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 農林水産課
措 置 結 果	<p>本部会計経理に対する検査については、毎月、委託業務、と畜解体業務、放射性物質検査業務それぞれの予算執行状況を報告させ、適正な執行状況を確認しているほか、予算編成時や決算時期においても指定管理者と経営状況を協議する中で、本部会計を含め食肉センター管理運営の状況確認を行っている。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度 対象局等	平成18年度 市民部 地域振興課／高松市連合自治会連絡協議会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第35号	告 示 日	平成18年11月17日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成27年2月27日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	補助事業等実績報告書の添付書類を適正に提出させるべきもの		
内 容	<p>概算払による補助金の交付を受けた者は、高松市補助金等交付規則第8条の規定により、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書を提出しなければならないが、協議会活動事業補助金に係る補助事業等実績報告書は、規定に基づき適正な期間内に提出されているものの、その資料として添付されている収支決算書の日付は、上記の期間を徒過していたので、今後、協議会に対し、補助事業等実績報告書に適正な資料を添付の上、提出させるよう指導されたい。</p>		
公表文該当 ページ	4ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei18/z1117.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課
措 置 結 果	<p>補助事業等実績報告書に添付する収支決算書の日付けについては、高松市連合自治会連絡協議会総会が例年5月に開催されていることなどから、高松市補助金等交付規則第8条に規定する報告期間内の日付けとなっていないので、高松市連合自治会連絡協議会と協議し、平成25年度の実績報告は、報告期間内に適正な添付書類が作成され、提出された。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度 対象局等	平成22年度 市民政策部 国際文化振興課 都市交流室 ／財団法人 高松市国際交流協会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第8号	告 示 日	平成22年8月13日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成27年3月6日
指摘・意見 の項目	備品整理簿を適正に整理すべきもの		
内 容	協会財務規程第21条第2項では、「備品は、固定資産に準じて備品整理簿により整理しなければならない。ただし、1品の取得価格が5万円未満のものは、消耗品とみなす。」旨規定されているにもかかわらず、取得価格が1万円以上の物品から備品として記録されているので、今後においては、同規定により適正に整理されたい。		
公表文該当 ページ	7ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei22/z813.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課 都市交流室
対 象 団 体	公益財団法人高松市国際交流協会
措 置 結 果	(公財)高松市国際交流協会が所有する備品については、同協会の財務規程第21条第2項ただし書きの規定により、平成26年度に備品整理簿の適正な整理を行った。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

監査実施年度 対象局等	平成22年度 市民政策部 国際文化振興課 都市交流室 ／財団法人 高松市国際交流協会		
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第8号	告示日	平成22年8月13日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成27年3月6日
指摘・意見 の 項 目	費用弁償の支給根拠の整備について		
内 容	協会理事会の招集に伴う費用弁償については、協会旅費規程第2条第3項において、支給額は理事長が別に定めることとしているものの、支給金額に関して、別に定めのないまま、高松市の関係条例に準じて支給しているため、今後においては、支給額を別に定めるなど、関係規程を整備されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	7ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei22/z813.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 観光交流課 都市交流室
対 象 団 体	公益財団法人高松市国際交流協会
措 置 結 果	高松市国際交流協会理事会の招集に伴う費用弁償については、平成26年4月1日付けで、公益財団法人高松市国際交流協会旅費規程を一部改正し、支給根拠を明確にした。